

秋月郷土館蔵「古今和歌集」

—付注の性格を中心として—

工　藤　重　矩

(一九七六年九月十日受理)

財団法人秋月郷土館（福岡県甘木市秋月町野鳥）は旧秋月藩時代の遺品等を保管展示している。この秋月郷土館に旧藩の蔵書の一部が収藏されている。郷土館の依頼により、九州大学の今井源衛先生がその整理にあたられた（語文研究42号に調査報告がある）。それらの本の中の一冊がここに紹介する「古今和歌集」（注釈本）である。当時、大学院生、引き続いて助手であった筆者も、研究室の人々と共に整理の補助をすることがあった。そのような次第で、ここに筆者が紹介することになった。

—

この本は二十巻一帖で、漆塗の箱に収められ、蓋の裏に「古今和歌集 嘉慶自筆注釈本」と箱書がある。本の大きさは、縦二七センチ、横一九・五センチ。列帖装。墨付一七二丁、巻首に二丁、巻末に一丁の遊紙がある。料紙は、表紙本文共に鳥の子。表紙は墨流し文様で、左肩に題簽があり、「古今和歌集」とある。題簽は薄紅色だが、やや褪せているようである。原装のままである。内題は「古今和歌

集（巻第一）」である。一面の行数は、序の部分は八行書き、歌の部分は九行書きで、淡墨の界線が入れられている。付載の写真で判る通り、多くの注が細字で施されている。この注については後にや詳しく述べる。注には朱の合点が加えられ、歌には墨の合点が加えられている。また、序文に六箇所、歌に二十数箇所の朱の声点もある。本文は嘉禄本の系統であるが、このことについては次章に譲る。

奥書は次の通りである（写真参照）。

此本ハ下愚幼学ノ最初ヲカナル
聞ニマカセテ先一徃スコシキノ義
ハカリヲ他本ノ面ニ注シ付侍リ以
此義ヲ當流ノ小滴ヲハカルニ非ス雖
然自他混亂ノ旨ヲハ大概シルシ分侍リ
誤テ暗窓ヲ出サハ此道ノ嘲ノカレカタキニ
ヨリテ可投火中侍ルヲ西塔北澗捷運懇
切アルニ依テ心ヲ翻シ令付与早照覽ノ

後速ニ愚カ本意ヲ遂ラルヘキ者也

長享三年二月五日 堯恵（花押）

長享三年は一四八九年である。この奥書は、堯恵の自筆とされてゐる天理図書館蔵の「古今集聞書」（延五記）の字体と酷似しているし、終りに近くなるにつれてしだいに字が小さくなっていることや、花押などからも、堯恵の自筆と判断される。古今集本文及び注もやはり天理図書館本と似ている。注の字体がやや堅い感じがするのは、「幼学ノ最初」という年令的なものや大字と細字という違いなども考慮する必要があるう。奥書に「自他混亂ノ旨ヲバ大概シリシ分」とある通り、注には「當流不用之」などの書き入れがあるが、

この書入の書体は、頭注の如き堅さはなく奥書のものと全く同一である。従つて、この「古今集」は、奥書の言う通り、一時に書かれたものではなく、若い頃書いた本に、長享三年になって、自他の説の区別を注し、奥書を付したものである。転写本でないことは以上のことからも明らかである。

堯恵がこの本を譲つた捷運については、奥書でいう事、つまり西塔北潤——比叡山西塔の北谷の僧房にいた僧であるという事の他は知り得ていなが、堯恵も天台僧であったので、その繋りによるのであろう。

堯恵については、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究』（室町前期篇、同後期篇）が最も詳しく、専らこの著に従つて記すことにする。生年は『室町前期篇』の「堀孝・東常縁年譜」によれば、永享

二（一四三〇）年であるから、長享三年は六十歳である。「古今抄延五記」を著すのはこれより四年後の延徳四（明応元）年である。没年は明応七年以降ではつきりしない。系統は、一条派、頼阿一經賢—堀尋—堀孝—堀恵と続く。井上氏はこの系統を仮に常光院流と称されているが、当時は二条派の中でも常光院流が正統と目されていた由であり、数々の注釈書を物した学僧堀恵の、他流の説の抄約とはいえ、自筆注釈本として、秋月郷土館蔵本は注目すべきものがあろう。

二

古今集本文の系統はいわゆる嘉禄本である。「此集家々所称雖説々多」で始る嘉禄二年四月九日付の戸部尚書即ち定家の識語を持ち、更に

此一帖以家本令書寫校合訖尤可為證本矣 左近中將為邦判

という為邦の識語を持つ。この二つの識語は岩波文庫に收められている嘉禄本と同じものである。秋月郷土館本は、この後に「當集万葉集哥取詠草」として、万葉集と古今集の類似の歌五組十首を掲げ、更に次の見開きには、大織冠に始り、良房、基経らに至る藤原氏の略系図を掲げている。系図に付された注に關しても「此義最信用ス」などと書き加えているので、おそらく堀恵の写した古今集に既に存在したものかと思われる。なお真名序はない。

嘉禄二年九月四日書写本で、定家の識語の他に「為邦」のものを

持つものは、『古今集の伝本の研究』（西下経一）、「嘉禄本古今集の伝本に就て」（西下経一）、『国語と国文学』五巻八号）に依れば、岩波文庫所収のものが知られている。そこで、参考までに両本の異同を表にしたのが次表である。

一四二 一三〇 一七八 一七九 一九五 一九九 二三一 二三二 二三九 二四一 二四二 二四三 二四八 二六二 二六八 二九二 二九三 二九五 三一 三二 三四九 三五一 三五六 三六九 三七三

寛平の御時 中将のみやすむ
道にも なぬかのよ
あければ 野は
おいぬ 哥合に
蘭 かなし
たまへる 時に
うへける もとは
時に としゆきの朝臣
家の哥合 五十賀
ながす まがふ
ふけぬらむ くもゐに
わかねば

道にし
なぬかの日のよ
あか
きよければ
夜は
おひぬ
哥合のうたに
ふちはかま
わひし
たまへりける
「に」ナシ
うへけるうた
もとに
「の」ナシ
「の」ナシ
なかる
まとぶ
五十の賀
「に」ナシ
ふぬらむ
わけねは

三八三	我身か	たらぞ
四一二	たらべけるに	たうべけるに
四一七	ふかやふ	しげはる
四二九	春のたちける日	春のたちける日
四三〇	しけかけ	しけかけ
四五六	「の」ナシ	「の」ナシ
四五六	よむて	よむて
四六六	おなし	おなし
五四一	こたえよ	こたえよ
五七七	まよふ	まよふ
五七九	あはでのみ	あはでのみ
六三二	をおしみ	をおしみ
六四〇	業平朝臣の	業平朝臣の
六四五	なをおしみ	なをおしみ
六五三	・	・
六五五	わびしき	わひしさ
六五六	ありとや	あるとや
七二〇	返し	返し
七三七	返し	わひしさ
七三九	たなは	あるとや
八一〇	うきな	わひしさ
八二九	なきな	わひしさ
八三七	よめる	あるとや
八五四	くゐ	よみける
八五四	とものり	よみける

八五六	我身は	たらてそ
八六九	「に」ナシ	「に」ナシ
八七四	ナシ	ナシ
九〇三	「の」ナシ	「の」ナシ
九三一	物か	物か
九三八	なを	いだし
九四二	よを	何か
九七〇	しらず	きぬのあや
九七八	おほより	にて、
九九九	・	「の」ナシ
一〇五五	・	いて、
一〇五八	なるらめ	物を
一〇五九	・	なき
一〇九五	なるらめ	身を
一一〇七	をゝもにと	わかす
一一〇	よる	しひて
	ひたちのうた	なに、
	わぎもこに	「の」ナシ
	そとほりひめの	けるに

八五八	けるまで	かるまで
八六五	何か	「の」ナシ
八六九	きぬのあや	「の」ナシ
八七四	いだし	いて、
九〇三	物か	物を
九三一	なを	なき
九三八	よを	身を
九四二	しらず	わかす
九七八	おほより	しひて
九九九	・	なに、
一〇五五	・	「の」ナシ
一〇五八	なるらめ	「の」ナシ
一〇五九	・	「の」ナシ
一〇九五	なるらめ	「の」ナシ
一一〇七	をゝもにと	「の」ナシ
一一〇	よる	「の」ナシ
	ひたちのうた	「の」ナシ
	わぎもこに	「の」ナシ
	そとほりひめの	「の」ナシ

※かな漢字の異同は岩波文庫本が原本のままでない所もあるので考慮しなかった(この異同は多い)。

※表の他に「梅のはな(花)」—「梅花」の場合が三例(34・45・47)ある。

※岩波文庫本の濁点はそのまま付した。

※岩波文庫本には無い春上(二三)「春のきる」の歌は秋月郷土館本には存在する。

右の表の如くに、かなりの異同があつて、両者が直接の書承関係にあるかどうか疑問だが、なお無関係でないと思われることは、岩波文庫本に存在する、作者及び詞書の人物に関する注記あるいは校異が、卷二の「そうく法師承均」の一例を除いて他は全て秋月郷土館本にも存在することである。なお、秋月郷土館本には、頼公自筆本、清輔本、三轉本、或古本による校合があり、それらは「頼公自筆本如此」、「頼公自筆本ニハ」の如くに一々歌の頭か行間に記されている。

三

数多く付されている注の性格については、奥書により堯恵自身の注ではなく他流の注が中心になっているらしいことは判るのだが、ではその他流の注とは如何なる注であるのか、以下に考察を加える。

結論から言えば、序注については、いわゆる三流抄或は毘沙門堂本古今集註に付されている類の注である。これらの注の特徴は、やたらに本説本文を引き、この歌は誰それが何時詠んだというようにな、その荒唐無稽なこと、信憑性の無いことにあるとされるが、秋月郷土館本の注もまた同類である。

三流抄等に関しては、片桐洋一氏の『中世古今集注釈書解題』に負う所甚大であったが、具体的な比較に入る前に、「三流抄」という注釈書について多少説明を加えておけば、「三流抄」とは、普通

には「古今和歌集序聞書」と題されている序注で、同類の本が沢山あり、内容は固有名詞等に少しづつ異なる所はあるが、書き出しが全て「古今に三の流あり」で始る所から、片桐氏が仮に「三流抄」と名付けた一群の注釈書である。成立は鎌倉時代の末、弘安末年頃かとされる。系統は、定家流のうち、為家→為顯と続く系統の人の作であろうという。「毘沙門堂本古今集註」は三流抄よりもやや遅れて成立し、諸注集成的性格を持ち、三流抄とも近い関係にあるといふ。なお常光院流の注としては、師説をまとめたと言われる堀恵の「延五記」が便利である。延五記との比較により、常光院流の注の混入はある程度知り得るであろう。

秋月郷土館本の序注は、三流抄・毘沙門堂本古今集註（古今仮名序註）を簡略にしたかと思われる注が多い。その一例を冒頭近くの「花になくうくひす水にすむかはつのこゑをきけは」の注について見よう。

秋月郷土館本

鶯蠟初春ニ發聲 ○初陽每朝來不相還本柄 孝謙天皇御時大和高間寺僧弟子成鶯示之 後ノ夢中ニ告此意 ○日本記云壹岐守紀良貞尋忘草至住吉濱遇美女 後化為蛙居前砂ニ住吉ノ濱ノ

ミルメシ忘ネハカリニモ人ニ又トハレヌル

三流抄（『中世古今集注釈書解題二』所収片桐氏蔵甲本）
問、花ニ暗鶯、水ニ住蛙マデ哥ヲヨムト云事如何。

答云、二ノ義アリ。一二ハ鷺ハ鳥ノ中ニモ最初ニ鳴モノ也。蛙

ハ虫ノ中ニテ最初ニ鳴物也。故ニ一ツヲ挙テ万ヲ籠ル義也。依之、花ニ鳴鶯、水ニ住蛙ト云ナリ。二ツニハ、鷺蛙ノ己レガ正躰ニテ哥ヲヨム事、余ノ虫鳥ハカカル事ナキニヨリテ此不思義ヲ顯ハサン為ニ、鷺蛙ト書ル也。日本紀云、孝謙天皇ノ御時、大和國天間寺ニ僧有。彼僧ニ最愛ノ弟子アリ。彼ノ弟子死テ後、師深ク歎キレドモ、月日ヲ経テ後忘レヌ。或年ノ春、住ケル家ノ前ナル梅ノ木ニ鶯來テ鳴。其声ヲ聞バ、初陽毎朝来、不相還本栖ト啼リ。是ヲ見レバ哥ナリ。（ハツハルノアシタコトニハキタレトモアハテソカヘルモトノスミカニ）此時師弟子ノ鶯ト成タリケルト知テ深クトプラヒケリ。此哥万葉集ニ鶯ノ哥ト入レリ。

蛙ノヨムト云事、同ク日本紀ニ云ク、壱岐守紀良貞忘草ヲ尋テ住吉ノ浜ニ行タリケルニ美女ニアヘリ。後会ヲ契ルニ女ノ云ク、吾ヲ恋シク思ハシム時ハ此浜ヘマシマセト云。後ニ尋テ行タルニ女ナシ。彼浜ニ蛙出来テ、居タル前ヲ追ヒ通ル。其足ノ跡ヲミレバ文字也。是ヲヨミテ見レバ哥ナリ。

住吉ノ浜ノミルメモ忘不ハ仮ニモ人ニ又トハレヌル

此哥ヲ見テ蛙ノ化シタリケルト思テ還リヌ。万葉ニ此哥蛙ノ哥ト入レリ。此二ツノ哥不思義ナルニヨリテ貫之此心ヲ顯ハサン

為ニ花鳴鶯、水ニ住蛙ト云。自余ノ生類ハ皆姿ヲ人ニ現ジテ哥ヲ読事ハ是多シ。己レガ正躰ニテ哥ヲヨム事、彼ノニツノ物ニ

不思義アルニヨリテ此名ヲ挙グ。

毘沙門堂本古今集註（『未刊国文学古注釈大系』所収）

註曰、花ニナク鶯水ニスマカハツノ歌ヲ讀ト云事、六條ウクヒスカハツノ聲ヲキ、テイキトシイケル人誰カ歌ヲヨマサルト云也。當流ニハ不然。花ニナク鶯水ニ住河津ト云事ハ新春ノ最初ニナク事一切ノ鳥ノ初ナリ。河津モ節カハレハヤカテ鳴コト諸虫ノ先タリ。仍以レ一納レ万義ヲ以テ此ニノ物ヲ挙テサトス也。又鶯河ツノ歌ヲヨミタル事證アリ。日本記日、大和國ニアル僧フカク思フ弟子アリ。後弟子死テ後三年ヲヘテ彼師ノ家ノ前ニ鶯來テナク、聲ヲキケハ、初陽毎朝来不相還本誓トナキケリ。恵テ聲ヲ模テカキテミレハ

ハツ春ノアシタコトニハキタレトモアヒカヘラサルモトノチカヒヲ

ト云歌也。恵思テネタル夜ノ夢ニ告テ云、我ハ汝カ弟子ナリ。生ヲカヘテ鳥ト成テ此ニ來レリト云ケリ。是ヲ日本記ニハウクヒス童ノ歌ト云也。又カハツ歌ヲヨムト云事、日本記云、紀良定住吉ノ浦ニ行テワスレ草ヲ尋ケルニ美女ニアヘリ。來春ヲ契テ尋來リケルニ女ハナシ。ツクヽトヲル所ニカヘルノ濱ヲアユミトホルヲ見ニ其跡歌ナリ。

スミヨシノハマノミルメモワスレネハカリニモ人ニ又トハレヌルトアリ。此ヲ日本記ニハカハツ女ノ歌ト云リ。此ヲ挙ナリ。

(○×は筆者が付した)

高砂上代万葉 住吉當集 當家ニハ尓不

三者を読み比べれば、秋月郷土館本注は甚だ簡略ながら、言わん

とする所は三流抄・毘沙門堂本古今集註に同じである。三流抄と毘

沙門堂本古今集註とでは固有名詞に多少異なる所がある。秋月郷土館

本との比較で言えば、秋月郷土館本と三流抄が、孝謙天皇・高間寺

(天間寺) とするのに対し、毘沙門堂本古今集註は、大和國ニアル

僧と時・所を明示していない。また鶯の歌では、秋月郷土館本と三

流抄は「本栖」とするのに対し、毘沙門堂本古今集註は「本誓」と

する。蛙の話では、秋月郷土館本・三流抄が壹岐守紀良貞であるの

に対し、毘沙門堂古今集註は紀良定とする。これらの諸点は、秋月

郷土館本注が三流抄により近いことを予想させるが、また逆に、毘

沙門堂本古今集註では「夢ニ告テ」ということがあるのに、三流抄

には無く、この点は毘沙門堂本古今集註の方がより近いと言えよ

う。秋月郷土館本注の「黙蝦 初春ニ發聲」については共に同趣の

説が見えている。

以上から、秋月郷土館本注は三流抄により近いが、三流抄をそのまま簡略化したというのもないことが予想される。

右の例の傾向は序注の全体を通して言えることである。そして秋月郷土館本注が簡略化された注——要点のメモ的な注であることも疑いないのである。その極端な例を一例挙げておこう。

「高砂すみの江の松も」に關して

秋月郷土館本

三流抄

答云、実ニハ是実義ニ非ズ。序ノ作りモノトテ家ニ習フコトアリ。高砂トハ上古恒武平城等ノ万葉ヲ撰シ玉ヒテ哥ノ道ヲ盛ニセシメ玉フ事ヲ云。住ノ江トハ命世ニ御座ス延喜ノ御門、躬恒貴之等ヲ召テ古今ヲ撰ジ哥道ヲ盛ニシ玉フ事ヲ云也。

秋月郷土館本注のままではその意味する所は必ずしも明かではない。三流抄を見るとその意味がはつきりする。秋月郷土館本の方は明らかに意を取つたメモ的なものである。しかも、これには「當家ニハ尓不」という堯恵の注が加えられている。延五記では、この辺のことは「是より下ハ一部の哥に有事ども也」として、附会の説を引かない。秋月郷土館本にも、行間に「哥ニヨル」と注している箇所が散見する。「哥ニヨル」というのは延五記の説と同意であり、このあたり、他流の説と堯孝流の注とが混在しているのである。「上代万葉」などと抄約して記したのは、元来が他流の注であり、一字一句違えずに書く程の熱意はなく、心覚えのつもりで要点を記したものであるうか。それを、長享三年、捷運に譲る時「當家ニハ尔不」などと「シリシ分」けたものであろう。

黙蛙の例で、三流抄よりは毘沙門堂本古今集註により近い箇所が有つたので、次にそのような例を一例示しておこう。

「松虫のねに友をしのび」に關して

秋月郷土館本

大友皇子娘至攝津国安倍野ニ遊ス、失友叢ニ松虫鳴ニテ尋會也。

毘沙門堂本古今集註

松虫ノネニ友ヲ忍ブト云者、人ヲ待ニソヘテ云也。又古語拾遺ニハ大友皇子ノムスメ攝津国ノアヘ野ニテ野遊ノ宴ヲシ給ケルニ、友ヲ尋失テ求ケルニ、松虫ノナク所ヲ友ノアルカト尋ケルヲ思ハヘテ云也。

三流抄

松虫ノ音ニ友ヲ忍ブトハ、昔、大和国ニ有ケルモノ、二人互ニ契リ深シ。津ノ国安倍野ノ市ヘ連テ行。市ニテ別レテ、アキナヒスル程ニ、互ニ行方ヲ不知。一人先立テ帰ケルガ、彼ヲ待テ居タリケル程ニ、夜ニ入テカレハ死ケリ。彼市ニ残ル友、彼ヲ待ケレドモ見エザリケレバ、広キ野ニ出テ尋行ヌ。彼死シタル者ノ家ハ貧シクシテ草深シ。松虫多ク啼ケレバ、松虫ヲ、ク啼処ヲ見レバ、彼者死テアリ。俱ニ一処ニテ死ナント契リタリシカバ、身ヲ抛テ死ス。夫ヨリシテ、友ヲ忍ビ友ヲ恋ル事ハ松虫ノ音ニヨソヘテ云ナリ。

共に安倍野で友を失い松虫の音をたよりに尋ねるという枠組は同じだが、大友皇子娘とする事、遊びという事など毘沙門堂本古今集註に近いことは明瞭である。このような例は「葛城のおほきみ」の条なども同じで、三流抄は、采女が猿沢の池に身を投じた事は記していないが、秋月郷土館本と毘沙門堂本古今集註には記されてい

る。しかし、このような例は数は少なく、大部分は三流抄により近い。

次に、ごく少数ではあるが三流抄にも毘沙門堂本古今集註にも無い注について記す。「野中の清水」の本説に関して、秋月郷土館本は、三流抄と同趣の話を記した後に、「漢ノ古事ヲハ奥ノ哥ノ段ニ注ス」とあって、巻十七の当該歌を見ると、秦始皇帝の時の宗施という人物の話を注している。この宗施の話は、三流抄・毘沙門堂本古今集註には序注にも歌注にもない。或いは、「あるは昨日さかえをぞりて時を失ひ」に關して、秋月郷土館本は、漢書の項莊の話を注する。これも他の二者には無い。

このような本説注に於ても秋月郷土館本独自の注が存在することは、前述の如く、三流抄・毘沙門堂本古今集註などの注そのままの抄約ではないことと考え合せれば、秋月郷土館本の序注は、三流抄或は毘沙門堂本古今集註と極めて近い関係にある注釈書からの抄約注であると、一應は結論できるであろう。ただし、先にも触れた通り、三流抄と言つても、多数の本があるのであって、それぞれが少しづつ固有名詞部分を異にするのを特徴とするからには、一本二本の比較ではあまり性急な結論は出さない方がよいであろうし、秋月郷土館本注がある單一の先行書からの抄出とのみも言い切れないものである。あくまでも、ここでは表面的比較による一應の結論である。

歌注は巻によって性格が異り、序注より複雑である。各巻の注を大雑把に分類したのが次の表である。各項目の数値は、見方によつては多少異論もあるうし、一首の和歌について二種以上の注がある時には、一続きの注であつてもそれぞれの項目に振り分けたし、

第二章でも触れた岩波文庫本と共通する作者等に關する注記も区別せずに分類した。それ故、表の数値は必ずしも厳密であるとは言い難い。おおよその傾向を示すと止ると理解していただきたく思う。

巻	歌数	A	B	C	D	E
1	68	19	17	3	17	2
2	66	8	11		10	2
3	33	5	9		3	3
4	80	4	4		7	7
5	65	1	5			6
6	28			1		
7	22	9	5		1	5
8	41	2	1		2	1
9	16	3	1		2	4
10	47	1	8	1	1	5
11	83	4	4			12
12	64	1	1			2
13	61	48	9		5	1
14	70	53	6		6	8
15	82	61	7		10	11
16	47	3	9	1	12	5
17	70	8	17		4	11
18	68	5	13	1	8	8
19	68	30	33	9	3	9
20	32	21	11	4		5
墨滅歌	11	4	8		1	2

A＝付会説話・詠歌事情に関する注 B＝語義注
C＝歌学・鑑賞に関する注 D＝作者・人物に関する注
E＝校異・集付

Aの注は、序注で例示した類の注。Bの注は「うたてにはひの」

ます、卷十三以下の五つの注について見よう。任意の箇所、どこ

の巻々と区別できる。結論から言えば、卷十三以下の五つの巻は毎ほどには直接的関係は認められない。

に「強」と傍注するがごときものを、Cの注は、詠歌に關して「誹諧ニ有九種名 一俳諧 二誹諧…」の類を、Dの注は、「藤原関雄治少輔五位」の如きを、Eの注は、校異と集付とを、それぞれ分類した。

B C D E の諸項は巻によりややバラツキは見られるが、特にとりたてて言うほどのことはない。語義に関する注は全巻特に際立った差はないが、卷十九がやや多いのは雑体という巻の事情に依るであろう。各項総じて中間の巻々がやや注が少いということは言えようか。

問題とすべきは A 項の注である。この項は本説本文を述べる注と、読人しらずに閲して、実はこの歌は誰それが何のとき詠んだのだという類の注である。この注の姿勢は、三流抄や毘沙門堂本古今集註と同じものである。この種の注に関しては、卷十三・十四・十五・十九・二十の五つの巻と他の巻々との間に明確な差がある。数においてもそうだが、内容的にも五つの巻々は他

でもよいのだが、卷十三の末尾の部分を例にとれば、次の通りである。参考のために、松平文庫本古今和歌集聞書を併記する。松平文庫本の古今和歌集聞書は

注の内容がよく似ているのである。

【六七一】（左注に人丸歌とある）

(秋) 文武天皇ノ后ヲ恋テヨメル

(毘) 此哥ハ文武ノ后ヲ恋奉テ人丸ノ讀ル也

(松) 此哥ハ文武后を奉恋人磨のよめる哥也後に彼后をハ人丸にたひけりといへり此后は勝八尾の娘也哥無義

【六七二】

(秋) 左大将經行ノ娘ニ通事顕テ兼輔讀ル

(毘) 此歌ハ左大将常行ノ娘ノ許ヘ忍々ニ通事アラハレテワツラハシキ事出来ケルニ兼輔卿ノヨメル也

(松) 此哥ハ經行大将娘恋てよめる兼輔の中納言哥也哥無義

【六七三】

(秋) 業平兒ノ時定海ヨメリ

(毘) コノ玉ノヲハ念珠ノヲ也、此歌ハ業平ノ童ナリシ時恋テ定海ノ讀ル歌也

(松) 此哥ハ曼陀羅ニ忍くに逢事世にもれければ定海のよめる哥也、哥ニ玉のをはかりとは逢事ハ念珠の糸のほそきか如し名の立事は吉野の瀧のことくぶとしと云事也

【六七四】

(秋) 深養父カ娘ヲ恋テ重明親王ノ御哥也

(毘) コトナシフト云者コトナクトモシリシアラシト云也コト

、云者契也、此歌ハ深養父カ娘ヲ恋テ重明親王ノ御歌也
(松) 此哥ハ深養父か娘を恋給て重明親王よみ給哥也、哥にことなしふとは事なくもと云義也又は事されすと云意とも云
へり（コノ後ニ家持集ヲ引ク—引用者注）

こうして引用して行けばきりがないが、どの部分を引いても、大体は右の例の如き状態である。秋月郷土館本注には語義に関する注が無いが、詠歌事情に関してはほぼ毘沙門堂本古今集註に一致している。「六七四」などは語句まで全て一致している。無関係に成ったとは考え難い。序注に於て、三流抄・毘沙門堂本古今集註とごく近い関係にあることが推察されたのだが、卷十三以下の五巻は、毘沙門堂本古今集註と極て近いと推定できる。

ところで、書陵部に「古今和歌集切希伝受」なる本がある。上下二冊からなり、内容は「古今和歌集切希伝受 法印義憲」「古今ノ相傳」「古今和歌集智囊」「古今和哥集切希口伝」となっている。このうち「古今和歌集智囊」（上冊所収）は卷一から卷十四までの和歌注であるが、この注が松平文庫本古今和歌集聞書の和歌注に一致する。「智囊」には「千時天正十六戊子年十二月廿日書写弘玄旨法印在判」の識語があり、もしこの書が二条派の伝授と関係ありとすれば、秋月郷土館本注と近似することからして、堯惠の注とも何ら

かの関係があるのかもしれない。秋月郷土館本注が巻十三以下五巻に限られることを考えれば、やはり直接的関係とは言えないのだろうが、右のような事実のあることを参考までに記す。

次に右の巻以外の巻々の注について述べる。これらの巻々は巻十三等ほどには直接的対応を見出しえない。巻一の冒頭部分は次の通りである。

【一】

／元慶八年十二月或昌泰二年十二月十九日立春 平定文家哥合二
　　讀

／業平孫棟梁子也 集始ニハ重代ノ人ヲ入也

この「年のうちに」の歌の注は、毘沙門堂本古今集註は「フル年ニ春立ト云ハ昌泰二年十二月十九日」として、秋月本注の「或」の説に一致するが、元慶八年のこと、平家文家哥合のことは見えない。また、元方に関しても「在原元方ハ業平孫棟梁一男也歌十四首國経大納言為猶子後変改云々」とあって、一部一致するが、「重代ノ人」のことは無い。松平文庫本聞書も、昌泰二年十二月十九日とし、「仙洞の哥合によめり」としている。ここでは巻十三でのよう一致は見出されないのである。

他の注釈書では神宮文庫本為家抄が秋月郷土館本と同様の注を付している。「元慶八年十二月或昌泰二年十二月十九日立春平定文家の歌合の歌也」とあって、ほぼ同一の文である。また、伝烏丸光廣筆古今集注抜書がやはり元慶八年十二月としている（中世古今集

注釈書解題二）。神宮文庫本為家抄は、片桐氏によれば、延五記などを集成した二条家末流の注であるという。であれば、秋月郷土館本よりは成立が遅れるわけで、両者が関係ありとしても、神宮文庫本為家抄からの影響は考えにくい。巻頭の一一致に注意を引かれて、他の部分も比較してみたが、秋月郷土館本の注と一致する部分は極めて少く、巻頭の一一致はむしろ例外的であるようで、直接的関係は想定できそうにない。伝烏丸光廣筆古今集注抜書は、三流抄と極て近い関係にある注だとされている（解題二）。このような点を考慮すると、秋月郷土館本の注もそれらの縁辺にあることは推察されるのである。

そこで、毘沙門堂本古今集註にやや近い例を一、二挙げれば、轟旅の四一〇・四一一の歌、いわゆる業平の東下りの歌の注で、毘沙門堂古今集註は、三河国を三人の後に、八橋を八人の女にあてる長い注を持つが、秋月郷土館本注も同様で、しかも「此義當家ノ説ニ非ズ」と付け加えている。また、夏部の一三九「さつきまつ」の注も、付会説話を説く部分では大体において毘沙門堂本古今集註に類似している。

しかしながら、読人しらずを実は誰それという形の注では一致しない例が多い。巻一を例にれば表の如くである。

16	3	秋月本	毘沙門堂本	松平文庫本	読人不知考	無名作者抄
二	条	后	二	条	后	ナシ
染	殿	后	惟	喬	親	王
二	条	后	惟	喬	親	王
二	条	后	基			
			經	延	喜	御
				製		

二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后	二条	后
猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸
真如親王	惟喬親王	貞元親王	貞元親王	延喜御門	冬嗣公	猿丸大夫	猿丸大夫	清和御製	猿丸大夫	三条姫子	延喜天皇	良房	助内侍						
惟喬親王	染殿后	染殿后	染殿后	七条后	七条后	七条中宮	小野乙人女	宇多院	猿丸大夫	延喜天皇	良房	助内侍							
二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后	二条后							
猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸	猿	丸
有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ	有常女	ナシ
常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ	常女	ナシ
阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ	阿保親王	ナシ
集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集
七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮	七条中宮							
文徳天皇	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫	猿丸大夫						
不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製	不注	ミミ御製
65	64	62	54	50	48	46	35	34	33	32	29	28	19	18	17				

* 「読人不知考」〔無名作者抄〕は中野春水「古今集註読人不知考と古今無名作者抄」(甲南大学文学会論集32)による。

古今集註等と一致していたのであるから、この点からも卷一以下の

卷々は、卷十三以下とは事情を異にしていることが判る。

卷一以下の諸巻も、何か先行注に依つていると考えられるが、それを今限定することができない。この章の始の表から察せられる通

り、卷十三等に比して、注の数はずつと少く、先行注からの集中的引用でないことだけは確かなようである。

最後に、先行注訳書からの引用でなく、堯惠が付加したと思われる注について触れておこう。これの一々の認定は甚だ困難であるが、秋月郷土館本には、所々に字の大きさが他の注に比して小さかつたり、墨の濃さが異なる(淡)所がある。これらの注は、主として異本の校合であつたり、他の和歌文献からの引用である場合が多い。これらは、附会説話などを記す姿勢とは異なるもので、同一先行書からの引き写しではなく、おそらく堯惠が、比較的新しく書き加えたものであろう。

これらの他にも、例えば、巻頭歌の注に「集始ニハ重代ノ人ヲ入也」とあるが、このことは、延五記に「先此者元方ハ棟梁の子業平の孫、此道の賞翫に付て業平の孫を巻頭に入れられたるなり」とある注に似る。

また、卷十九の長歌短歌の事に関する長い注には「先師堯孝法印ノ金言」という言葉が見えていて、ここは自流の注である。しかし

ながら、常光院流の注は決して多くはなさそうである。
流抄・毘沙門堂本古今集註と極めて近い関係にあり、他の巻々は、

五

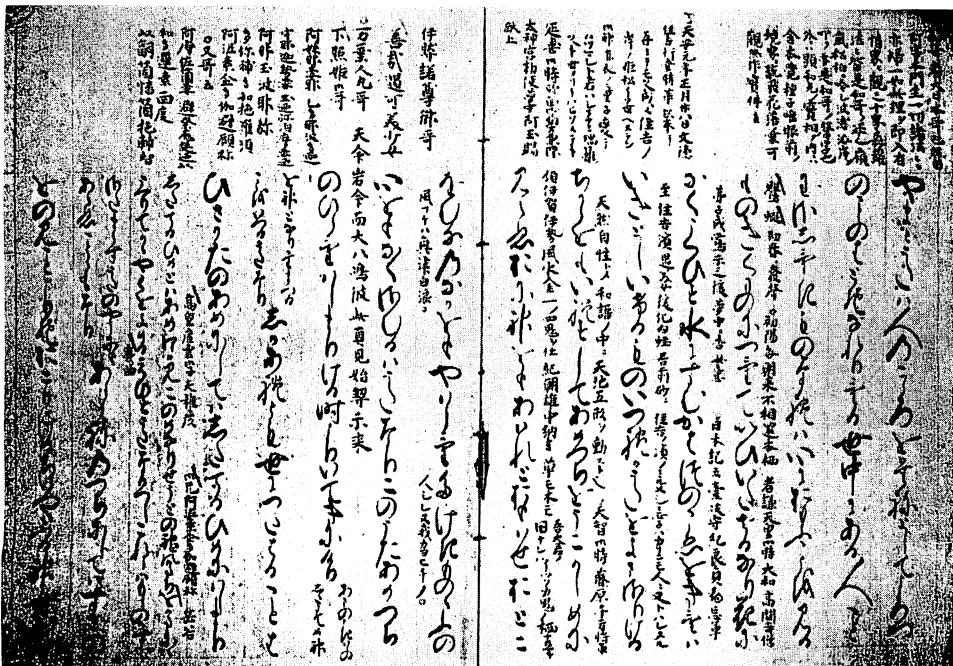
毘沙門堂本古今集註の類も混在するが、前者とは出所を異にするようである。また少數ながら全体に亘って堯恵の注も付加されている。

堯恵は、秋月郷土館本の奥書を付してより四年後に延五記を著すが、延五記で否定している説が秋月郷土館本に見え、しかも長享三年に近く加えられたらしい筆で「當家不用」など記されている例もあり、堯恵の注釈過程を窺わせるものがある。

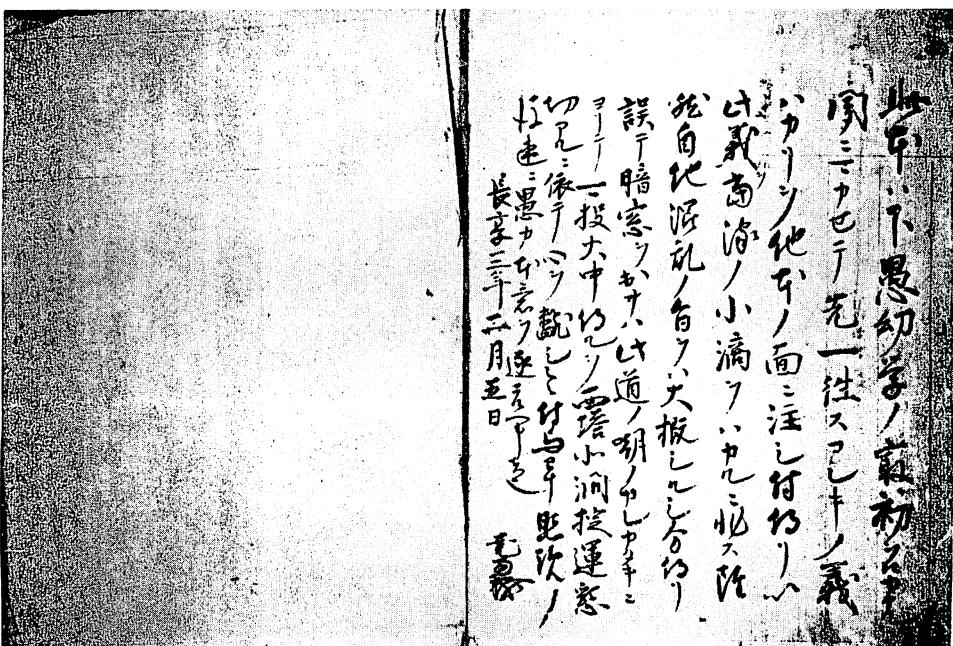
三流抄の類を抄約した簡略な注ではあるが、書写年代という点では、三流抄は片桐氏により十六本が報告されているが、その写年代は「片桐丙本が天文の写本である以外はいずれも江戸時代に入つてからの写し」ということであるから、三流抄系の注の中では注意してよい古さといえよう。

〔付記〕 本書の紹介を御許下された秋月郷土館に感謝致します。また、神宮文庫・宮内庁書陵部・天理図書館・広島大学国文学研究室には図書閲覧写真等で御世話をになりました。感謝致します。

なお、本稿は、西日本国語国文学会（五十年度）で口頭発表したものである。



(1) 假名序卷頭部分



(2) 奥書